

広島県告示第八百三十号

平成十八年広島県告示第二百六号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本則中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に、「及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄」を「を同表の達成期間の欄」に改める。
表を次のように改める。

水 域		該当類型	達成期間
渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）（全域）	湖沼 A	湖沼 A	イ
温井ダム貯水池（龍姫湖）（全域）	湖沼 A 湖沼 II （全窒素の項目の 基準値を除く。）	湖沼 A 湖沼 II （全窒素の項目の 基準値を除く。）	イ イ
帝釈川ダム貯水池（神竜湖）（全域）	湖沼 A 湖沼 III （全窒素の項目の 基準値を除く。）	湖沼 A 湖沼 III （全窒素の項目の 基準値を除く。）	ハ イ

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成